

(株)SRAホールディングス 代表取締役社長の鹿島です。

本日、「平成 26 年3月期第1四半期 投資有価証券評価損に関するお知らせ」を發表しましたので、その概要を皆さまにお伝えいたします。 発表資料:<http://www.sra-hd.co.jp/ir/>

## 1. 概要

- ・「その他有価証券」に区分される投資有価証券のうち、株式会社SJI(以下「SJI」という。)の株式の時価が著しく下落したため、平成 26 年3月期第1四半期において減損処理による投資有価証券評価損を計上します。
- ・四半期会計期間末における投資有価証券の減損処理については、四半期洗い替え法を採用しているため、平成 26 年3月期の期中または期末の時価により、投資有価証券評価損の〔計上額が変動する場合〕、もしくは投資有価証券評価損を〔計上しない場合〕があります。

## 2. 平成 26 年3月期第1四半期における投資有価証券評価額

第1四半期の投資有価証券評価損の総額 (内訳:SJI株式の評価損 100%)

〔単体〕446 百万円、〔連結〕778 百万円

## 3. 今後の見通し

第1四半期において、上記投資有価証券評価損を特別損失として計上する予定です。

なお、平成 26 年3月期第2四半期(累計)および通期の連結業績予想につきましては、他の要因も含め、修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせします。

## 4. 投資有価証券評価損の計上理由

- ・当社グループが事業投資を行っているSJIは、海外連結子会社の監査遅延により、平成 25 年3月期有価証券報告書の提出が法定期限に間に合わない見込みとなり、大阪証券取引所(東京証券取引所に統合)から平成 25 年6月 27 日に監理銘柄(確認中)指定を受けました。
- ・その結果、SJIの株価が下落し、当社は投資有価証券の評価損を特別損失として計上することになりました。

## 5. SJI株式の今後

- ・SJIは、平成 25 年8月 1 日に平成 25 年3月期有価証券報告書を提出し、平成 25 年8月 2 日に監理銘柄(確認中)の指定は〔解除〕されました。
  - ・監理銘柄の指定が解除されることにより、一般的には、株価の回復が見込まれます。
- SJI株式の株価の回復状況によっては、期中または期末において洗い替えにより、今回の投資有価証券評価損の計上額が減額または計上しなくなる場合があります。

## 6. SJIに対する当社の今後の対応・支援

SJIにおいては、今後、株主総会の継続会の継続会開催や平成 26 年3月期 第1四半期報告書の提出等、様々な動きがあります。これらの事実確認を十分に行なったうえで、当社の企業価値および株主価値向上を目的に、SJIへの対応・支援を検討してまいります。

なお、“良い情報はもとより、悪い情報もいち早く公開する”というSRAの情報開示のスタンスに変わりはありません。皆さまには引き続き、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。